

**本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」
(案)**



令和4年 月

沖 縄 県

本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」 目次

I	はじめに	1
1.	目的.....	1
2.	都市計画区域の範囲及び規模.....	4
3.	目標年次.....	4
II	都市計画の目標	5
1.	都市の将来像.....	5
2.	人口及び産業の規模.....	8
3.	現状と課題.....	9
4.	都市づくりについて.....	12
III	区域区分の方針	17
1.	区域区分の有無.....	17
IV	主要な都市計画の決定の方針	18
1.	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	18
2.	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	21
3.	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	24
4.	都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針.....	25
5.	都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針.....	29
6.	福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針.....	31
V	将来像の実現に向けて	33

I はじめに

1. 目的

我が国の都市をめぐる社会経済状況は、人口減少・超高齢社会の到来、産業構造の転換、地球環境問題の高まり、厳しい財政的制約、交通・情報通信ネットワークや車社会の進展等に伴う生活圏の広域化など大きく変化しています。さらに、令和2年（2020年）2月以降の新型コロナウイルス感染症拡大により、ウィズ／アフター・コロナの新しい生活様式が求められるようになりました。

また、国民意識は、社会資本の量的充足に伴って変化し、地球環境問題、行政コストの削減や空き地・空き家等の低未利用土地の増加等への対応の必要性が高まるとともに、安全・安心な地域コミュニティの確保、質の高い住まい方、自然的環境や景観の保全・創出といった、ゆとりや潤いを重視するようになりました。

さらに、平成27年（2015年）国連総会にて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で誰一人取り残さないを基本理念とした持続可能な開発目標（SDGs）が示されております。

都市計画においても、コンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりの視点、気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に対応するとともに、安全で魅力的なまちづくりの推進を図る都市再生特別措置法及び都市計画法の改正、国土強靱化基本法の制定、都市のオープンスペースの機能を高めることを目的とした都市緑地法、都市公園法の改正など、時代背景を受けた動きがみられます。

このように、我が国は、都市へ人口や機能が集積する都市化社会の時代から、国民の大部分が都市で生活する安定・成熟した都市型社会の時代へ移行しつつあります。さらに近年では、ポストコロナに向けて新たな日常を通じた質の高い経済社会を実現するために、東京一極集中からスマートシティを踏まえた多核連携型の国づくりが推進されております。

本県でも、令和12年（2030年）頃まで人口が増加傾向にあるものの、それ以降は人口が減少することが見込まれることから、無秩序な市街化の抑制等の都市化社会の課題に対応しつつ、将来的な人口減少期を見据えた持続可能なまちづくりへの対応が必要となります。

また、昭和47年（1972年）の本土復帰以降、本土との格差是正を基調として社会資本の整備を進め、一定の成果を上げてきた反面、このような整備の過程で沖縄の個性や魅力を失ってきたという指摘もあります。本県の自立的かつ持続可能な発展のためには、これまでのフロンティア創造型の振興策と、民間主導の自立型経済の構築を継承発展させ、万国津梁の精神を受け継ぎ、東アジアの中心に位置する地理的特性や全国一高い出生率などの沖縄の優位性・潜在力を活かした日本経済活性化のフロントランナーとして、コロナ危機で損害を受けた世界経済の復興に向けてアジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成を引き続き邁進する必要があります。さらに、沖縄県SDGs推進方針に基づく持続可能な都市づくり、都市インフラ等のマネジメントも重要な視点になってきています。

したがって、それぞれの都市圏において長い歴史に培われた伝統や文化など地域固有の資源を見つめ直し、住民と一体となって品格のある個性的な都市づくりを進めるとともに、各都市圏が相互に連携して適切に役割を分担することによって、沖縄21世紀ビジョン（平成22年3月）で

定めた基本理念である“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”に基づき、目指すべき5つの将来像である「沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切にす島」、「心豊かで、安全・安心に暮らせる島」、「希望と活力にあふれる豊かな島」、「世界に開かれた交流と共生の島」、「多様な能力を発揮し、未来を拓く島」を実現することが重要と考えられます。

これら5つの将来像の実現に向けた施策を展開するために、「自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり」、「主体性・自主性を基軸とする地域づくり」、「多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり」という基本的な考えのもと、次の共通理念と共通目標を柱として都市づくりを進めていきます。

●都市づくりの共通理念

「我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり」

●都市づくりの共通目標

- ・地域の自然・歴史・文化を活かした、個性豊かで活力ある都市
- ・地域自ら考えつくる、快適で潤いのある都市
- ・都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市

本部都市計画「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、本県全体の都市づくりの共通理念と共通目標を踏まえ、おおむね20年後の目指すべき姿を住民と共有した上で豊かな自然環境と調和する将来像実現のための方向性を明確にするものです。

都市づくりの共通理念と共通目標について（体系図）

■沖縄県の基本理念と目指すべき5つの将来像〔沖縄 21 世紀ビジョン（平成 22 年 3 月）〕

“時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支えあう平和で豊かな「美ら島」おきなわ”				
1) 沖縄らしい自然と歴史、伝統、文化を大切に作る島	2) 心豊かで、安全・安心に暮らせる島	3) 希望と活力にあふれる豊かな島	4) 世界に開かれた交流と共生の島	5) 多様な能力を發揮し、未来を拓く島

■将来像の実現に向けた基本的な考え

自然、歴史、伝統、文化などの固有の特性を活かした個性豊かで活力ある地域づくり	主体性・自主性を基軸とする地域づくり	多様な主体間の連携と交流、協働により安心して住み続けることができる地域づくり
--	--------------------	--

■都市づくりの共通課題

<p>【県レベル】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性を活かした個性豊かで活力ある都市づくり ・産業を育む都市基盤・情報基盤づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民参加を促す枠組みづくり ・地域を支える人材の育成 ・アジア・太平洋地域との交流拠点、国際貢献拠点の形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・適切な役割・機能分担をした都市づくり ・災害に強く、人にやさしい安全で安心な都市づくり
<p>【圏域レベル】</p> <p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長い歴史に培われた伝統や文化を継承する既成市街地の活力向上 ・アジアのダイナミズムを取り込む臨空・臨港都市の形成 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個性あふれる自然環境や品格のある都市景観の保全・創出・活用 ・既存の社会資本の適切な維持・管理と有効利用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市経営効率化を図るための市街地拡散の抑制 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐留軍用地跡地の有効利用の推進 <p>都市計画の体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民や民間企業、NPO との連携協力体制の構築 ・社会資本の官民連携による維持管理・有効活用 	<p>都市構造・土地利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い市街地の形成 ・都市機能の偏在を解消する都市構造の再編 ・地域連携や地域づくりが促進される社会基盤整備 ・駐留軍用地跡地整備と既成市街地環境改善の一体的推進 <p>都市交通・都市環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路網の体系的整備と公共交通機関への転換促進 ・シームレスな交通体系の整備

■都市づくりの共通目標

○地域の自然・歴史・文化を活かした個性豊かで活力ある都市 「我した島沖縄の」	○地域自らが考えつくる、快適で潤いのある都市 「特色ある」	○都市機能の有機的連携と交流による安全・安心な都市 「ゆいまーるのまちづくり」
---	----------------------------------	--

■都市づくりの共通理念

我した島沖縄の特色あるゆいまーるのまちづくり

2. 都市計画区域の範囲及び規模

本部都市計画区域（以下、本区域という）の範囲は本部町の全域とし、その規模は次のとおりです。

なお、本区域は、隣接する名護市及び今帰仁村と歴史的・地理的に密接な関係にあることから、広域都市計画区域としての再編についても検討していきます。

区 分	市町村名	範 囲	面 積
本部都市計画区域	本部町	行政区域の全域	約 5,433 ha

資料：平成 28～30 年度都市計画基礎調査

■ 策定区域図



3. 目標年次

平成 27 年（2015 年）を基準年とし、都市の将来像、都市づくりの理念及び将来の都市構造は、令和 17 年（2035 年）を想定して方針を設定します。

区域区分の有無、主要な都市施設の整備等は、上記方針のもとに令和 7 年（2025 年）の姿として策定します。

Ⅱ 都市計画の目標

1. 都市の将来像

本区域は、平成 27 年（2015 年）現在、人口約 1 万 3 千人で、県全体人口（約 143 万人）の約 1%、北部都市圏人口（約 12 万 9 千人）の約 10%が居住する美しい海と豊かな緑に囲まれた都市です。近年、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区を中心とする海洋性観光拠点として注目される一方で、赤土流出汚染等により自然環境への負荷が増大していることから、やんばるの地域特性を活かした環境共生型の都市づくりとともに、隣接する名護市や今帰仁村と適切に連携を深め、役割や機能を分担した都市づくりを推進することが重要と考えられます。

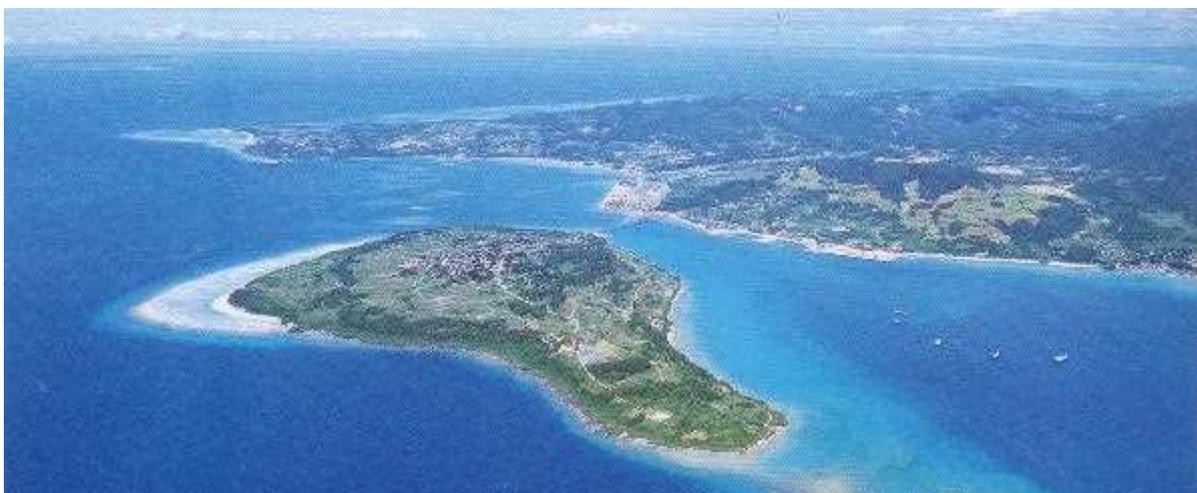
このことを踏まえ、おおむね 20 年後は次のような都市の実現を目指します。

将来像 1：やんばるの豊かな自然を守り育む都市

本区域では、桜の名所である八重岳や本部富士、山里一帯の円錐カルスト地形等、内陸部の亜熱帯の森や海浜部の美しいサンゴ礁など、豊かな自然が受け継がれてきており、自然環境と共生する都市が形成されています。



▲八重岳の桜



▲瀬底島から本部半島を望む

将来像 2：山、川、海の水循環を軸とした持続可能な発展を遂げる都市

本区域では、先人が築き上げた歴史とともに、豊かな自然環境と共生した土地利用を継承してきました。「やんばる型村落」とその土地利用により、水循環を軸とした美しく豊かな自然環境の保全・再生・適正利用、地産地消、環境負荷の軽減に継続的に取り組み、持続可能な循環型かつ低炭素型の社会基盤が確立されつつあります。

▼やんばる型村落と土地利用（名護市喜瀬） 名護市史



▲満名川の河口と本部港（渡久地地区）

将来像 3：世界から選ばれる持続可能な観光地として成長・充実する都市

本区域は、年間 350 万人以上の観光客が訪れており、県内最大規模の集客を誇る観光・レクリエーション施設である本部町の国営沖縄記念公園海洋博覧会地区やウェルネス（いやし）をテーマとした観光レクリエーション機能、国際クルーズ拠点の形成等、多様な受入環境の整備・強化が図られた質の高い観光都市として、着実に成長・発展しています。さらに、様々な産業と有機的に連携しつつ、豊かな自然や地元の食材、伝統文化、地域の営み等、地域との交流が可能な体験・滞在型の持続可能な観光拠点として定着し、魅力的ないやしの空間を創出しています。

▼沖縄美ら海水族館



▼国営沖縄記念公園海洋博覧会地区

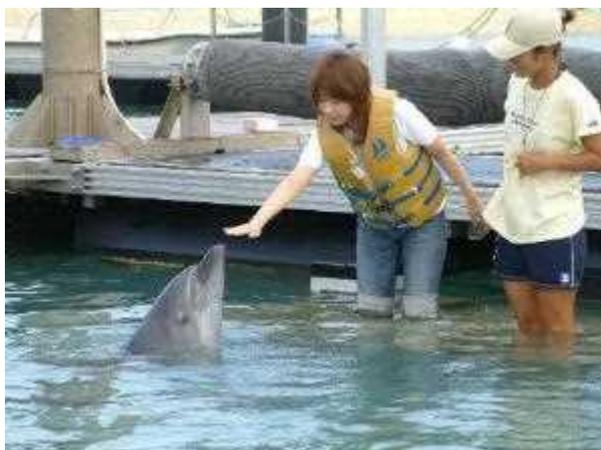


将来像 4：川や港をいかし、伝統と共存する都市

満名川や本部港（渡久地地区）を中心とした市街地は、周辺の観光レクリエーション機能と連携し、観光客と地元の人々との交流する場や川と港と町を一体にした中心街として、活気があふれています。

また、郊外部においては、ミカン等の産地である伊豆味一帯の農地利用等とともに、フクギ屋敷林に囲まれた備瀬の集落をはじめ、本区域の文化的資産である小路や広場、集落を取り巻く森や御嶽、井戸等を含めた集落景観など、気候風土に根ざした多くの伝統的集落環境が保全されています。

▼マリニピアザ沖縄



▲備瀬集落のフクギ林

2. 人口及び産業の規模

(1) 人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定します。(平成 27 年 (2015 年) 時点)

区 分 \ 年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)
都市計画区域	13.5 千人	12.7 千人	11.8 千人

※国勢調査をベースに推計。なお、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の地域別将来推計人口 (平成 30 (2018) 年 推計) 』では、沖縄県全体のピークとなる人口を 2030 年の約 147 万人と推計している。

(2) 産業

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定します。

区 分 \ 年 次	平成 27 年 (2015 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 17 年 (2035 年)	
生産規模	工業出荷額	60 億円	66 億円	72 億円
	卸小売業販売額	82 億円	87 億円	87 億円
就業構造	第一次産業	0.6 千人(9.6%)	0.6 千人(9.8%)	0.5 千人(8.0%)
	第二次産業	1.1 千人(17.9%)	0.9 千人(15.6%)	0.8 千人(14.1%)
	第三次産業	4.5 千人(72.5%)	4.5 千人(74.7%)	4.5 千人(77.9%)
	計	6.2 千人(100%)	6.0 千人(74.7%)	5.8 千人(100%)

※沖縄県の工業、沖縄県の商業の実績値をベースに推計

3. 現状と課題

①広域都市計画区域への再編

かつてやんばるの中心として栄えた今帰仁間切から近世になって分離した本区域は、隣接する名護市や今帰仁村と歴史的にも地理的にも深いつながりを持つことから、当該市村との都市計画区域再編や拡大を視野に入れて、今後の都市づくりの基本方向を共有していくことが重要です。

②自然共生型土地利用の再考

豊かな自然環境と共生したやんばる型村落と土地利用を基本として集落が形成されてきた本区域は、その優れた自然環境と一定の均衡が保たれていました。しかし近年、社会基盤の整備等に伴う赤土流出汚染等により、自然環境への負荷が増大しています。

そのため、自然の地形と環境に配慮した社会基盤の整備とともに、廃棄物の減量化、生ごみの堆肥化、リサイクル等を進め、さらにはクリーンエネルギーの導入・普及を推進し、循環型社会を構築するなど、先人が培った自然との共生の知恵をいかしつつ、環境負荷の小さな都市を実現していくことが求められます。

③市街地の再生や伝統的集落の保全

本区域では、満名川の河口に形成された渡久地や谷茶の集落を中心に、幹線道路の整備に伴って、周辺の農地や埋立地等にまちが形成されてきました。

一方、返還された上本部飛行場は、約 254ha という広大な区域を有しており、その中心部分については、長期にわたり未利用地となっていることから、その跡地利用の検討が望まれています。

本部港（渡久地地区）については、臨港地区が指定され、ターミナルの整備が完了したことから、こうした動向を踏まえながら、まちの再生に取り組む必要があります。また、港を中心とした周辺市街地においては、用途の混在もみられ、適正な用途地域の指定が重要な課題となります。

また、海辺の備瀬や新里等の集落や内陸部の屋取（琉球の士族が 18 世紀頃から地方へ移り住んで形成された集落）等には、フクギや石垣で囲われた伝統的な集落が点在しており、景観法の活用等によって、これらの文化的資産を保全しつつ良好な生活環境の形成を図る必要があります。

④観光産業を支える自然環境の保全・修復

本区域は、恵まれた海浜景観資源や国営沖縄記念公園海洋博覧会地区をはじめ、近隣に世界遺産に登録された今帰仁城跡等の観光拠点を有することから、リゾートホテルやゴルフ場等の観光レクリエーション施設が集積しています。

今後、世界から選ばれる持続可能な観光地の形成を目指し、観光の通年化と滞在の長期化を実現します。近年増加している国内外からの観光客などへ対応するため、自然環境に配慮したエコツーリズムやグリーンツーリズム、ブルーツーリズム等を活用し、ウェルネス（いやし）をテーマとした観光の充実や島々を含めた広域の観光・交通網の形成、農林水産体験・滞在型交流施設（保養研修タウン機能）等、観光施設の整備を進めます。

また、赤土流出防止対策等の環境保全対策や採石場等の景観対策等による観光資源の持続可能な維持・向上に努める必要があります。さらに、国道 449 号など主要な幹線道路における良好な道路景観も形成する必要があります。

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区については、同地区の拠点機能の充実に向け、新たな観光ルート形成など各地域や関係機関と連携した取組を促進するとともに、本部港では、国際クルーズ拠点を形成するため、官民連携によって20万トンのクルーズ船の受入れに向けたハード・ソフト両面の取組を促進する必要があります。

本部半島に位置する円錐カルスト地域については、優れた自然景観を有していることから、このような貴重な自然環境の保全と必要に応じた再生や適正利用が望まれます。

⑤中核都市・名護との連携

本区域では、かつて好況だったカツオ漁の衰退等、農林水産業や工業の粗生産額・出荷額が減少し、サービス業、卸売・小売業等の第3次産業の割合が年々伸びてはいますが、若年層の流出や高齢化の進行等、地域活力の低下が懸念されており、人と産業の定住条件の整備が急務と考えられます。

一方、隣接する名護市では、道路整備に伴い近隣町村を商圈とした大型店舗の立地が相次ぎ、さらに教育、文化、消費、医療等の各種機能や就業機会の充実が図られています。

本区域には、多くの観光客が訪れる美ら海水族館に加え、本部港クルーズバースの整備が行われており、今後は、やんばるの中核都市として多様な機能を有する名護市と連携を深めながら、多様かつシームレスな交通体系の整備・拡充、本部港（渡久地地区）の再生活用等、個性的な都市機能の充実に特化し、適切な役割分担を進める必要があります。

⑥災害に強い都市づくり（防災・減災）

本区域は、台風の常襲地であること、さらには東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する豪雨災害等の気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害の教訓を踏まえ、県民の生命・財産を守り、生活環境の安定確保を維持する必要があります。

そのためには、いかなる災害等の発生に対しても、以下a～dの基本目標をもとに、予防的対策を含む生活基盤（又は既存施設）の機能維持・強化や地震・津波対策、治水・土砂災害・高潮対策等の地域強靱化を推進する必要があります。

- a. 人命の保護が最大限図られること
- b. 地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- c. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- d. 迅速な復旧復興

特に、近年は社会福祉施設などが被災する例が多く、これらの施設を含め、避難誘導體制の構築や緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保が求められています。

⑦福祉のまちづくり

少子高齢化が進行していることから、適切かつ確実なサービスの提供や各種施設の整備を図ることが求められているとともに、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが参加できる社会を支援し、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくりが必要とされていることから、それに対応して高齢者対応住宅等の整備や、公共施設などにおけるバリアフリー化の促進が望まれます。

また、誰もが安全かつ安心して快適に暮らせる質の高い生活環境を実現するため、ユニバーサルデザインのまちづくり、歩いて暮らせる環境づくり、人にやさしい交通手段の確保などを進めていく必要があります。これらの取組により、障がい者、高齢者、療養者など多様な観光困難者の円滑な受け入れが可能となり、ユニバーサルツーリズムの促進へと繋がることも期待されます。

4. 都市づくりについて

1) 基本理念

本区域においては、ユニバーサルデザインの考えを積極的に取り入れたすべての人が自らの意思で自由に行動し、社会参加のできる「すべての人にやさしいまちづくり」を行政と住民が一体となって進めるとともに、豊かな自然環境に抱かれ、その歴史的・文化的価値を高めた持続可能な安らぎの都市の実現を図ります。

2) 広域的な位置付け

本部半島と島々からなるこの一帯には、国際的にも貴重といわれる亜熱帯の豊かな自然と共生し、山、川、低地、海という水循環を軸とした伝統的な土地利用が行われてきており、自然環境とともにこのような歴史や文化も次世代に確実に受け継ぐ必要があります。

このようなことから、歴史、文化等の関連が深い名護市や今帰仁村と将来像を共有し、機能を分担するため、次のような広域的な位置付けを設定します。

自然交響都市圏・やんばる（やんばるの自然にとけ込むまち）

3) 基本方針

海・山・半島の特性と歴史・文化をいかし、 人と人との交流を大切にしたいやしの里づくり

①北部都市圏で連携した都市づくり

本部半島とやんばるの脊梁山地、そして島々からなる本区域と隣接する名護市や今帰仁村は、歴史的にも地理的にも関連の深い一体的な地域であり、相互連携を深め、交流を促進しながら、豊かな自然や伝統文化と融和した個性ある都市づくりを進めます。特に、行政、経済、教育、文化、情報通信、金融、交通結節機能等、やんばるの中核都市として多様な都市機能をもつ名護市と連携を強化しながら、地域の特性を活かした都市機能の充実を図ります。

②自然共生型土地利用を基盤とした循環型・低炭素型の都市づくり

自然環境と共生しながら永い年月をかけて成熟した本区域においては、山・川・低地・海の一帯となった伝統的な土地利用を継承します。これに加えて、自然環境の保全や赤土流出防止対策等の環境対策などを図り、クリーンエネルギーの導入・普及を推進するなど、環境負荷の小さい持続可能な循環型かつ低炭素型の都市の実現を目指します。

③地域の歴史をつなぐ集落や市街地の再整備

既存集落等においては、土地に刻まれた歴史やたたずまいを活かしながら、より安全で快適な居住環境の整備を図ります。

④世界から選ばれる持続可能な観光地の形成

世界から選ばれる持続可能な観光地を形成するため、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の拠点機能の充実、自然的観光資源の保全・創出、ウェルネス（いやし）をテーマにした観光レクリエーション機能や保養滞在研修機能などの充実を図ります。

また、本部港における国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため港湾機能の強化を図ります。世界遺産の今帰仁城跡等歴史文化拠点と有機的に連結した体験・滞在型観光の定着に資する観光空間の創出に努めるとともに、国際交流や物流の拠点としての整備の検討も必要です。

⑤強さとしなやかさを持った安全・安心な都市圏づくり

本県は島しょ県であると同時に台風の常襲地であり、さらに今後大規模な地震が発生することも懸念されていることから、様々な自然災害から住民の生命、身体及び財産を保護し、並びに生活及び国民経済を守ることが求められます。そのため、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進していきます。

4) 将来都市構造

本区域を含む周辺市町村は、脊梁山地と本部半島、名護湾、島々、そしてサンゴ礁の海等、独特な地理的特性を有しており、その地理的特性を活かした広域的な都市構造を次のとおり想定します。

本部港（渡久地地区）周辺を中心集落は、港と満名川とを連携した都市づくりを進め、港を中心に各種拠点を連携するプロムナードの形成等「みなとまちづくり」を促進し、活気あふれる都市拠点の形成を図るとともに、集落を取り巻く山里円錐カルスト周辺や八重岳周辺をはじめ、今帰仁城跡や羽地内海、多野岳、羽地ダムから東村、大宜味村、国頭村の連続した貴重なやんばるの自然等の周辺景観と調和したいやし空間を形成します。

そして、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区周辺の観光機能の充実及び西海岸沿いに良好な沿道景観の形成等、観光軸を強化するとともに、高次都市機能が集積した名護市の中心市街地や新たな産業機能の集積が期待される東海岸の久辺三区（辺野古・豊原・久志）、隣接する大井川河口の今帰仁村仲宗根周辺等、周辺地域との広域交流・広域連携を促進し、適切に機能を分担して、北部都市圏の独自性を高めていきます。

将来都市構造附図(県土構造図)



自然交番都市圏

名護都市計画区域
本部都市計画区域



異文化交流都市圏

中部広域都市計画区域



歴史交流都市圏

那覇広域都市計画区域



歴史交流田園都市圏

南城都市計画区域



島々文化都市圏

石垣都市計画区域



健康交流都市圏

宮古都市計画区域

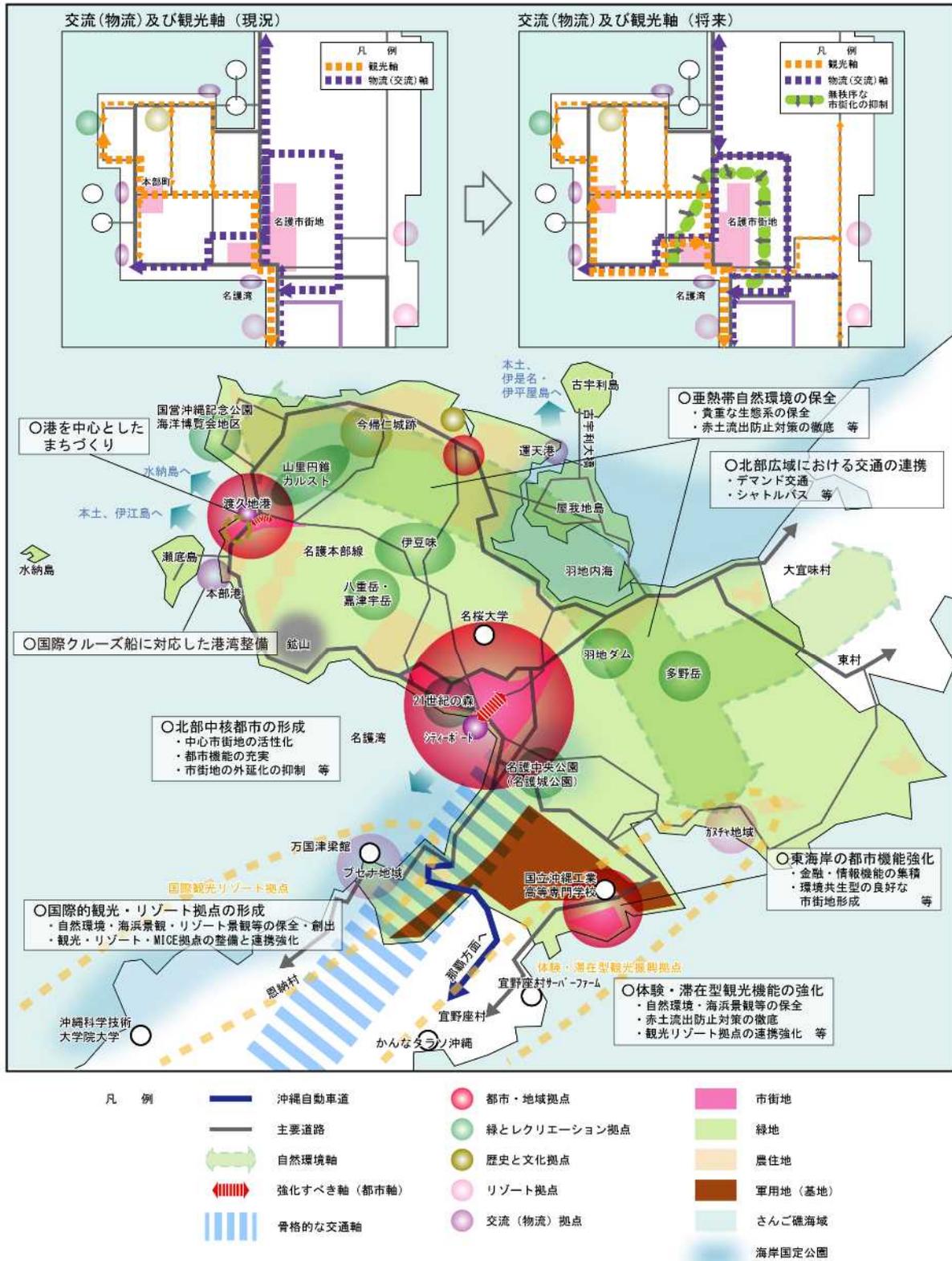


凡例

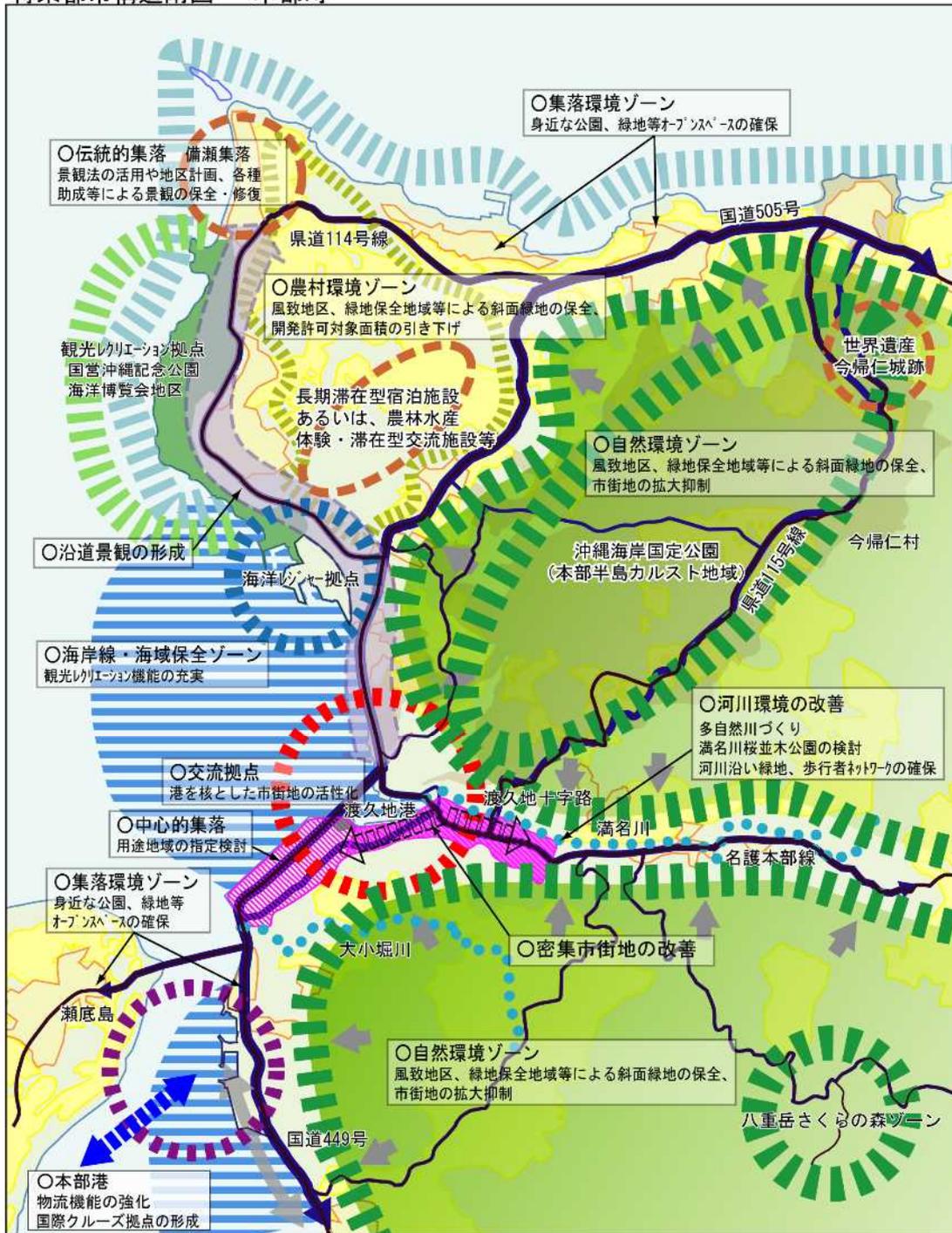
- 都市拠点
- 副都市拠点
- 地域拠点
- 交通拠点
- 緑の拠点
- 都心を中心とする領域
- 都市圏軸
- 交流連携軸(地域)
- 交流連携軸(広域)
- 自然軸
- 歴史・文化軸
- 歴史・文化エリア
- 骨格的な公共交通軸

都市圏軸とは
都市機能や都市交通の集積、市街地の連担などからみえる都市圏構造の方向性を表現

将来都市構造附図 -北部都市圏-



将来都市構造附図 -本部町-



凡例

- | | | | |
|----------------|-----------------|----------|-------------|
| 都市拠点 (旧集落・埋立地) | 河川・水系 | 交流拠点 | 用途地域指定検討区域 |
| 集落環境ゾーン | 幹線道路 | 交流(物流)拠点 | 緑の骨格・市街化の抑制 |
| 農村環境ゾーン | 補助幹線道路 | 海洋レジャー拠点 | 良好な海浜の保全 |
| 海岸線・海域保全ゾーン | 強化すべき軸(都市軸) | 緑の拠点 | |
| 自然環境域保全ゾーン | 強化すべき軸(交流(物流)軸) | 歴史文化拠点 | |
| 沿道景観規制・誘導ゾーン | | | |

Ⅲ 区域区分の方針

1. 区域区分の有無

人口減少が続く本区域には、今後も人口の大きな伸びは見込めないことから、区域区分を定めません。ただし、都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画の必要性について検討を行います。

Ⅳ 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

自然環境と共生する土地利用

1) 主要用途の配置の方針

本区域においては、用途地域は未指定であり、今後、良好な市街地環境の保全・形成を図るため、土地利用現況を踏まえつつ、将来の市街地像を明確にした上で、用途地域の指定を検討します。

渡久地、谷茶、大浜及び東等の中心集落においては、住環境の改善を図りつつ安全で快適に生活できるゆとりある住宅地の形成に努めます。

また、渡久地一帯の中心集落は、かつて活気のある港町でしたが、近年は港の機能の衰退とともに活力を失いつつあります。そのため、市場の再生も含め、観光機能と地域商業サービス機能を併せ持つ本部町の中心地として湾岸整備と中心市街地活性化方策、観光振興方策と連携し、湾口と市街地が一体となった「みなとまちづくり」を推進します。

また、生産と消費を結ぶ機能を有する流通業務地は、地域産業及び経済の流通活動において重要な役割を有しています。

そのため、本部港（本部地区・渡久地地区）の背後地においては港湾施設の整備等、流通業務機能の充実を図ります。

2) 土地利用の方針

①用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

用途地域の指定のない本区域においては、地区の将来像を明確にした上で用途の純化や複合化を検討し、用途地域の指定に努めます。特に、渡久地、谷茶、大浜及び東等の中心集落については良好な市街地形成を図るため、用途地域の指定を検討します。

②居住環境の改善又は維持に関する方針

老朽住宅地並びに密集市街地については、まちに刻まれたたたずまいを十分活かし、地域のつながりを重視するとともに、ユニバーサルデザインにも配慮したコミュニティ道路やポケットパーク等の整備など、きめ細かな住環境の改善に努めます。

また、既存集落については、ゆとりある住環境の形成と集落環境の維持に努めます。

さらに、低・未利用地や空き家等の既存住宅ストックの有効利用に努めます。

③都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地周縁部の斜面緑地等は、環境保全や景観保全上極めて重要な機能を果たしており、風致地区、緑地保全地域及び景観法の活用等、積極的な保全に努めます。

市街地においては、住民の憩える公園などの質の向上を図ります。集落地域においては、フクギ屋敷林の整備などによる良好な集落環境の保全・形成を図ります。歴史的資源についても、その保全・整備を検討し、その活用を図ります。

④優良な農地との健全な調和に関する方針

既存集落周辺の豊かな農住環境を維持していくため、優良農地については、農業上の土地利用が継続されるよう、集団性の確保や土地利用調整等による営農環境の保全に努めます。また、担い手への農地の集積・集約化の促進等による経営規模の拡大を図りつつ、経営の効率化に向けた農業生産法人等の育成・強化に努めます。

さらに、農振白地地域においては、無秩序な開発を抑制し、秩序ある土地利用に努めます。特に開発動向が想定される地域については、特定用途制限地域や地区計画などの活用について検討します。

⑤災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

気候変動に伴って頻発・激甚化する自然災害に強いまちを形成するため、既存集落の防災機能の向上を進めるとともに、減災の促進など、集落周辺の斜面緑地やオープンスペースへの無秩序な開発を抑制します。

さらに、密集市街地等における防災機能の改善については、老朽建築物の建替えや狭隘道路の整備を促進するとともに、防災機能を付加した都市公園等の整備を推進し、避難経路、避難地等の確保に努めます。

⑥自然環境形成の観点から必要な保全・再生・適正利用に関する方針

八重岳や山里円錐カルストの豊かな森とそれを源に流れる河川、河川周辺に広がる農地、河口部の港町及び良好な自然海岸など、やんばるの水循環を基軸とした自然環境や中心集落周辺を取り巻く斜面緑地について、緑地保全地域や風致地区の指定等による保全と必要に応じた再生や適正利用に努めます。

⑦計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

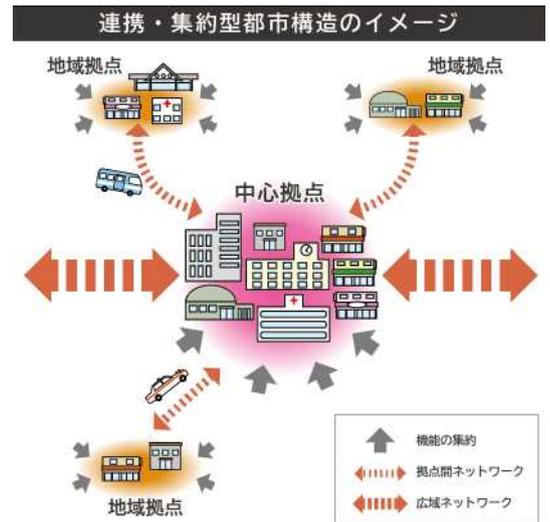
用途地域の指定のない本区域においては、無秩序な開発を抑制するため、土地利用の動向並びに人口動態や経済動向等を見据え、建築物の建蔽率、容積率等の建築形態規制の見直しを必要に応じて検討します。併せて、地区計画の活用による自然環境と調和、共生する集落環境整備や、特定用途制限地域の指定、開発許可対象面積の引き下げなど適切な対応に努めます。

なお、良好な自然環境や集落環境が残る本区域においては、「無秩序な開発の抑制」を前提としますが、周辺環境と調和し、地域活力の向上に資する開発については、適切に対応していきます。

⑧連携・集約型都市構造の方針

拠点への都市機能の集約や、拠点周辺への居住誘導を図るとともに、公共交通などによりこれら拠点間をネットワークで結ぶことにより、住民の生活利便性を高めます。

また、生活機能等の維持が困難になると見込まれる集落においては、日常生活に不可欠な施設や地域活動を行う場を徒歩圏内に集約し、地域拠点や周辺集落と公共交通などのネットワークで結ぶことで、相互の機能の維持・強化を図ります。



2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然と文化をつなぐ交通施設

本区域では、透水性・低騒音舗装等による環境負荷の低減を図るとともに、やんばるの貴重な自然や原風景と調和し、連携・交流の促進に資する交通施設整備を推進するとともに、ライフサイクルコストを意識した予防保全型の維持管理への転換を視野にいれた取組を推進します。

また、道路交通施設の整備に際しては、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが歩きやすく、歩行者や自転車がそれぞれ安全・安心に通行できる都市空間づくりのためユニバーサルデザインの導入を促進するとともに、歩行空間の整備や無電柱化、道路緑化等による良好な沿道環境の保全・創出を促進します。

①自然環境に配慮した道路網の形成

本区域では、沿道の動植物や景観に配慮した道づくり（エコロード）を進めるとともに、物流や人々の交流の活性化に資する幹線道路網の形成を図ります。

②歩行者優先道路の整備

中心集落においては、港、公園緑地等の公共施設と河川沿いや海岸線を相互に連結させる歩行者や自転車利用者が安全で快適に利用可能な道路整備に努めます。

③持続可能で質の高い観光を支えるやんばる路の保全

国道等の幹線道路をはじめ、補助幹線道路、生活道路等の既存の交通施設は、周辺の自然や歴史文化と調和したやんばる路として、その維持管理とともに道の個性の確保に努めます。整備の際は、フクギ並木や石垣などの歴史的景観要素に十分配慮し、地域住民の意向を十分に勘案します。

また、那覇港と本部港（渡久地地区）を結ぶ高速船や国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため港湾機能の強化に努めるとともに、観光振興に寄与するシャトルバス等の公共交通の強化に努めます。

④公共交通の充実

高齢化の進行が著しく、交通弱者が今後増えることも予想されるため、コミュニティバスや北部都市圏の周辺市町村との連携強化に資する交通環境の形成に取り組みます。

さらに、コンパクトなまちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成に取り組みます。

2) 整備水準の目標

主要な幹線道路、その他の幹線及び補助幹線道路並びに生活道路については、基本方針に基づいて着実な整備を推進します。

3) 主要な施設の配置の方針

①道路

円滑な交通処理や将来交通量に対応し、国道 449 号や名護本部線は、広域的な交通を支える主要幹線としての機能を有しているため、拡幅整備等を推進し、快適性・安全性の確保のみならず、道路景観の向上等、質の高い道路空間づくりを推進します。

また、生活道路は、区域内で発生する交通を円滑に処理し、通過交通を誘発しないよう配置します。

②港湾

本部港（本部地区）は、従来の港湾機能を充実させつつ、那覇港と本部港（渡久地地区）を結ぶ定期航路の活用とともに、本部港（渡久地地区）と沖縄美ら海水族館や本部町内のホテルを結ぶシャトルバスを活用した国営沖縄記念公園海洋博覧会地区や観光地への海上交通の利便性向上、大型クルーズ船の寄港、みなとまつりなどでの利用への対応など、観光レクリエーション機能及び流通業務機能等を有する港湾としての施設整備を推進します。

さらに、国際クルーズ船の寄港・就航を促進するため港湾機能の強化を図ります。

③公共交通

本区域は、那覇空港から沖縄美ら海水族館を結ぶ公共交通軸の形成を促進するとともに、定期航路や離島航路、クルーズ船などが多く発着していることから、沖縄観光の新たな移動手段としての利用を推進します。

④交通管理

住民や観光客にとって利便性が高い交通ネットワークを形成するため ICT 等を活用し、的確な交通情報の提供などシームレスな接続、安全・快適な移動環境の提供に取り組みます。

4) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種別	名称
道路	国道 449 号（本部北道路） 名護本部線
港湾	本部港（本部地区）

(2) 下水道及び河川に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

①下水道

汚水量の増大、浸水の防除に対処し、衛生的で快適な都市環境の創出と公共用水域の水質保全を図るため、引き続き下水道の整備を推進します。

さらに、下水道施設の新規整備に関しては、ライフサイクルコストの縮減を念頭に最適な規模と適正配置等に努めます。

既存集落や観光地域では公共下水道、合併浄化槽等の併用による汚水処理施設の整備を促進し、集落環境や自然環境を保全します。

②河川

河岸緑地の保全を図り、生物の生息・生育環境の保全・再生に努め、地域住民の意見を反映した多自然川づくりを推進します。

さらに、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水に取り組めます。

2) 整備水準の目標

①下水道

おおむね 20 年後の公共下水道の整備目標は、次のとおりです。

年次	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
処理対象人口 （千人）	8.5	7.4
普及率（%）	63	64

資料：庁内資料

②河川

本区域内の二級河川（2河川、整備に必要な延長約 12km）について、積極的な整備を推進します。

年次	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
河川整備率（%）	48	49

資料：庁内資料

3) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内の主要事業を次のとおり想定します。

種別	名称
下水道	ポンプ場及び管渠の改築
河川	大井川、満名川

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

山・川・港の特徴をいかした市街地整備

本区域においては、満名川の河口の集落を中心に、周辺の農地や幹線道路沿道、埋立地等に住宅等が立地してきましたが、近年、まちのにぎわいが失われつつあることから、次の方針によって川や港と一体となった拠点形成と中心集落の居住環境改善を推進します。

①地域の歴史をつなぐ市街地の再整備

歴史の積み重ねにより形成された中心集落では、川や港と共にその土地に刻まれた履歴やまちのたたずまいを活かしながら、居住環境の改善に努めます。

②自然環境や文化財等の立地特性を生かした面整備

既存集落においては、川や樹林地、小起伏の斜面緑地、昔ながらの旧道、カー（井戸）、御嶽、文化財等、その土地の風景や特性などの保全・活用に努めます。

③観光レクリエーション機能を共存させる整備

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の玄関口にあたる渡久地一帯の中心集落では、観光レクリエーション機能の集積を図りつつ、港を中心に市場や本部町産業支援センター（アジマーもとぶ）、博物館等各機能が連携、ネットワークしたにぎわいのある市街地形成を図ります。

4. 都市環境に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

自然が息づき、いやされる都市環境

本区域は、自然性の高い森林、海岸域に広がる良好なサンゴ礁、本部半島の石灰岩特有の自然の地形と植生等、規模の大きい良好な自然環境を有しており、これらのみどりに包み込まれるように市街地や集落が成立しています。

県内有数の観光地となっている国営沖縄記念公園海洋博覧会地区があり、多くの観光客が訪れており、隣接する名護市から豊かな山林が続き、円錐カルストは本区域を特徴づける空間となっています。

一方で、住民に身近な住区基幹公園が不足しており、その整備のあり方についての検討や老朽化した町管理の都市公園の改修が望まれます。

これらを踏まえ、みどりの形成に関する基本方針を以下のように設定します。

- ①海と山の魅力を高める拠点の形成
- ②やんばるの森と海の持続可能な環境の形成
- ③森や海の恵を感じる水辺環境の形成
- ④中心市街地と集落を結ぶみどりの回廊の形成

また、社会の成熟化、住民の価値観の多様化、都市インフラの一定の整備を背景として、緑地のもつ多機能性を引き出すため、「今ある緑地を活かす」、「民間との連携を図る」「緑地を柔軟に使いこなす」ことを促進します。

2) 緑地の確保水準

①緑地確保の目標水準

年次	平成27年（2015年） 現況値	令和17年（2035年） 目標値
市街地＋周辺における緑地確保目標量	1,700.6 ha	1,714.6 ha
市街地＋周辺の面積	1,776.3 ha	1,790.3 ha
市街地＋周辺に対する割合	95.7 %	95.8 %

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

※「＋周辺」とは、市街地の存在する周辺領域のみを対象としている。

※目標値において割合が30%以上の場合は、現況以上とする。

②都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
都市公園等の整備面積	73.5 ha	99.7 ha
都市計画区域人口 1人当たりの都市公園整備面積	54.2 m ² /人	85.5 m ² /人

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

3) 主要な緑地の配置の方針

①環境保全系統

山里円錐カルストの特徴的な石灰岩地形の保全と活用、瀬底島・水納島・本部海域の保全策を進めます。

②レクリエーション系統

国営沖縄記念公園海洋博覧会地区の機能拡充を図るとともに、住区基幹公園の充足を図り、公園ネットワークの形成を検討します。

③防災系統

渡久地の中心集落に隣接する斜面緑地は、防災緑地帯として保全するとともに、満名川と幹線道路を防災緩衝帯として整備し、安全で安心な市街地形成に資する防災緑地ネットワークの形成を図ります。

④景観形成系統

嘉津宇岳、八重岳、山里円錐カルスト等のみどりや、備瀬のフクギ並木等の集落景観を保全するとともに、八重岳、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の眺望点の保全と整備を図ります。

4) 主要な緑地の確保目標

■公園緑地等の整備目標及び配置の方針

種別	配置方針	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
住区基幹公園	都市計画決定公園の整備を促進します。	1.3 m ² /人	4.0 m ² /人
広域・国営公園	国営沖縄記念公園海洋博覧会地区が配置されており、整備の促進を図ります。	53.0 m ² /人	81.5 m ² /人
その他の公園緑地 (都市基幹公園、特殊公園等)	八重岳周辺地域の公園化など、町の公園事業を基本に具体化を検討します。	0.0 m ² /人	0.0 m ² /人
合計		54.2 m ² /人	85.5 m ² /人

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

■風致地区・緑地保全地域等の指定の方針

種別	配置方針	平成27年（2015年） 【現況】	令和17年（2035年） 【目標】
風致地区 (緑地保全地域 特別緑地保全地区)	中心集落周辺のみどりの骨格・緑地回廊を形成する新規の指定を検討します。	0.0 ha	50.0 ha
その他の 地域制緑地	現行の保安林や国定公園等の郊外の緑地については、指定の継続・拡充、維持管理の充実を進めます。	512.4 ha	512.4 ha
合計		512.4 ha	562.4 ha

平成27年（現況）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」
令和17年（目標）：「沖縄県広域緑地計画（2018）」

5) 重点的に整備又は保全すべき主要な緑地等

①おおむね10年以内に指定を行うべき主要な緑地保全地域等

中心集落外周の緑地の保全を図るため、段階的に地域制緑地を導入します。

(2) 景観形成に関する方針

1) 基本方針

いやしを感じる都市空間の創出には、良好な景観形成も重要であり、町景観計画に沿って、計画的な景観形成・保全に努めます。

市街地内外の緑地を積極的に保全・整備するとともに、建築物の壁面緑化や屋上緑化、公共施設の緑化、街路植栽等による緑豊かで潤いのある都市空間の創出と都市景観の形成を促進します。併せて、無電柱化や、それぞれの地域にふさわしいタウンカラー、屋外広告物の規制誘導等の検討を進め、地区計画、景観地区等の活用により個性豊かで良好な地域景観の創出を図ります。

自然海浜における水辺景観の保全、赤土流出防止対策等の環境対策による景観の回復、本部半島中央の八重岳、山里円錐カルスト等の連続した緑の景観の保全、採石場や採石場跡地一帯の適切な景観修復など、自然景観の積極的な保全・修復に努めます。

特に、地域固有の優れた景観を形成する備瀬集落は、住民の日常生活に配慮しつつ、景観法の活用や地区計画等によってフクギの屋敷林等伝統的な集落景観の積極的な保全と修復を図ります。

さらに、国営沖縄記念公園海洋博覧会地区等の観光レクリエーション施設沿道については、道路緑化や背後の斜面緑地の保全、特色ある建築外観等で良好な沿道景観の誘導を図ります。

併せて、墓地の整備にあたっては、周辺地域の土地利用や自然環境との調和に配慮しつつ可能な限り集約化を図り、良好な景観形成に努めます。

5. 都市防災に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

住民の生命と財産を守り、安全な都市づくりを進めることは都市政策の基本であり、未然防止とともに災害時の適切な対策、迅速な災害復旧などが欠かせないため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、それらを回避するための推進方針に基づいた施策を進める必要があります。

そのため、気候変動による影響への適応の考え方や災害時の被害の最小化を図る「減災」の考え方を踏まえつつ、河川や海岸、急傾斜地等における防災対策の積極的な推進や災害リスクの高い地域においては、土地利用を適切に制限するなどの対策を検討します。

平成23年（2011年）3月の東日本大震災や平成28年（2016年）4月の熊本地震の教訓を踏まえ、既成市街地においては、不燃化や老朽建築物の建替えを促進するとともに避難路や避難場所の確保、伝統的な屋敷林の保全を図ります。

また、台風の常襲地域に位置する本県においては、河川改修による治水機能の向上、防災機能をもった遊水池の整備等を推進するとともに、海岸や急傾斜地等における防災対策を積極的に推進します。さらに電柱の倒壊の危険をなくすため無電柱化の促進、災害リスクの高い地域については、規制の対象となる建築物の用途や構造が災害の特性や地域の状況等に即したものとなるように配慮しつつ、災害リスクの高い地域における土地利用の適切な制限について検討します。

地域社会の防災対応力の向上を図るため、住民の防災意識の啓発や防災ボランティアの育成等を促進して、住民相互及び住民と行政間の連携が充実した防災体制の強化に努めます。さらに、災害時の主要ネットワークの迂回路としてのリダンダンシー（多重性）の確保に努めるとともに、ICT・IoTを活用した防災情報共有や防災力の向上など、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、災害に強くしなやかな都市づくりに努めます。

社会福祉施設など災害弱者が被災した際に、速やかに避難誘導ができるよう、避難誘導體制の構築や、緊急時の輸送機能及び避難場所等の確保を促進します。

2) 都市防災のための施策の概要

①火災対策

火災を防止、または火災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、河川、道路、その他の公共施設の維持管理を強化し、災害時の避難、救援、消防活動の骨格となる道路や小広場、公園緑地等の防災軸を強化します。

また、避難路、延焼遮断帯として機能する道路整備を推進するとともに、避難経路、避難場所、公園、公共施設等の防災上重要な地区においては、計画的な防火地域、準防火地域の指定に努め、建築物の不燃化を促進します。

②地震・津波対策

建築物・構造物等の耐震化対策、老朽建築物の建替えや不燃化の促進とともに広域避難場所確保と整備、電気、上下水道等のライフラインの構造強化を進め、震災に強い都市構造の形成に努めます。

地震・津波対策については、歴史的見地等から想定される最大クラスの地震・津波の発生に際

しても人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、県民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組むとともに、災害リスクの高い地域への立地抑制について検討を行います。

また、津波が発生した場合においても都市機能を維持するための拠点整備の観点から、一団地の津波防災拠点市街地形成施設の必要性について検討を行います。

③浸水対策

台風や集中豪雨などによる風水害の防止や被害の拡大を防ぐため、河川、海岸、道路、下水道その他の公共施設の維持管理を強化します。

また、緑地の保全、浸透柵等の浸透施設の整備、透水性舗装により水循環システムを改善し、水害に強いまちづくりを進めます。

さらに、雨水幹線や貯留浸透施設等の整備を促進するとともに、内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効果的な浸水対策を促進します。

④土砂災害対策

土砂災害から住民の生命と財産を守るため、砂防、地すべり、急傾斜地崩壊対策、発生源対策を推進するとともに、土砂災害のおそれのある区域については、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、一定の要件に合致する既存住宅の移転促進等を推進します。

さらに、避難に手助けが必要な人々が利用する老人ホームなどの要配慮者利用施設が含まれる危険箇所について、重点的に対策を行うとともに、災害時における警戒避難体制の整備、建物の構造規制や立地規制などの対策を進めます。

6. 福祉のまちづくりに関する主要な都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本県には、亜熱帯・海洋性の豊かな自然環境や中国、東南アジア諸国の人々との長い交流を通して培われたやさしくおおらかな精神、人々が共に助け合っていく相互扶助の習わし等、高齢者、障がい者等にやさしい、温かい風土があります。

このすばらしい風土の中で、すべての人が個人として尊重され、様々な交流やふれあいを通して、生きがいを持って自由に行動し、社会参加できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーションの理念を実現するまちづくりを目指し、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえた各種施設整備・改善を進めるとともに、高齢者や障がい者をはじめ誰もが歩いて暮らせる環境づくりを推進します。

2) 福祉のまちづくりに関する施策の概要

①ゆとりある公共空間

ユニバーサルデザインの理念に基づく地域形成に向け、社会福祉施設、医療施設、官公庁舎、教育文化施設、商業施設、公共交通機関の施設等、道路、公園、その他の多数の者の利用に供する施設において、バリアフリー化の一層の促進を図ります。

また、道路等においては、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが歩きやすいよう、あるいは車いす等の通行が容易になるようゆとりある歩道の確保や段差の解消を推進するなど、歩行者空間及び公共交通施設等の公共空間におけるバリアフリー化を図ります。

②人にやさしい交通手段

コミュニティバスや福祉交通などの交通手段の導入を図り、高齢者や障がい者をはじめ、誰もが公共交通機関を利用できるよう移動の円滑化を促進します。

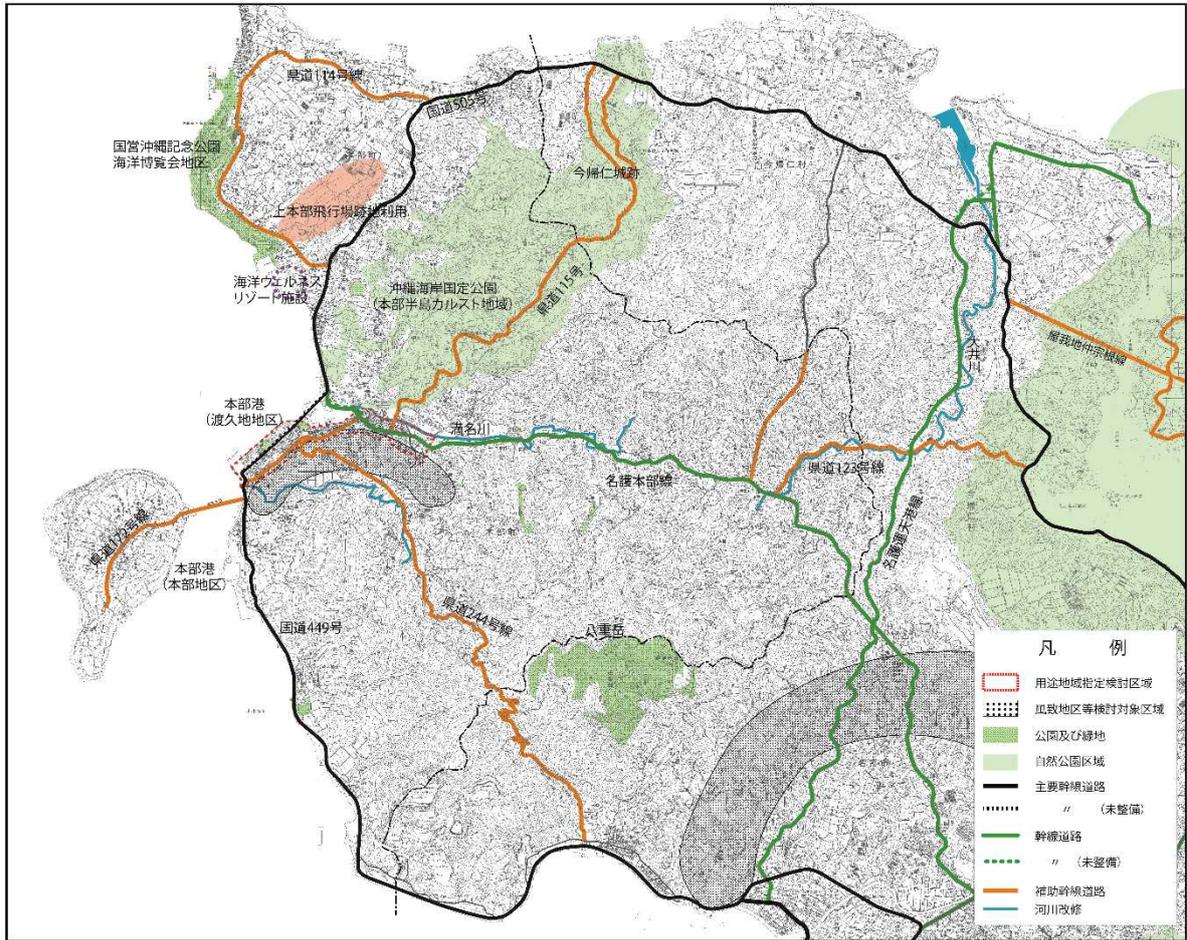
また、歩いて暮らせる環境づくりとして、身近な場所で充実した活動ができる生活環境や、歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成を促進します。

③社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）を支える環境づくり

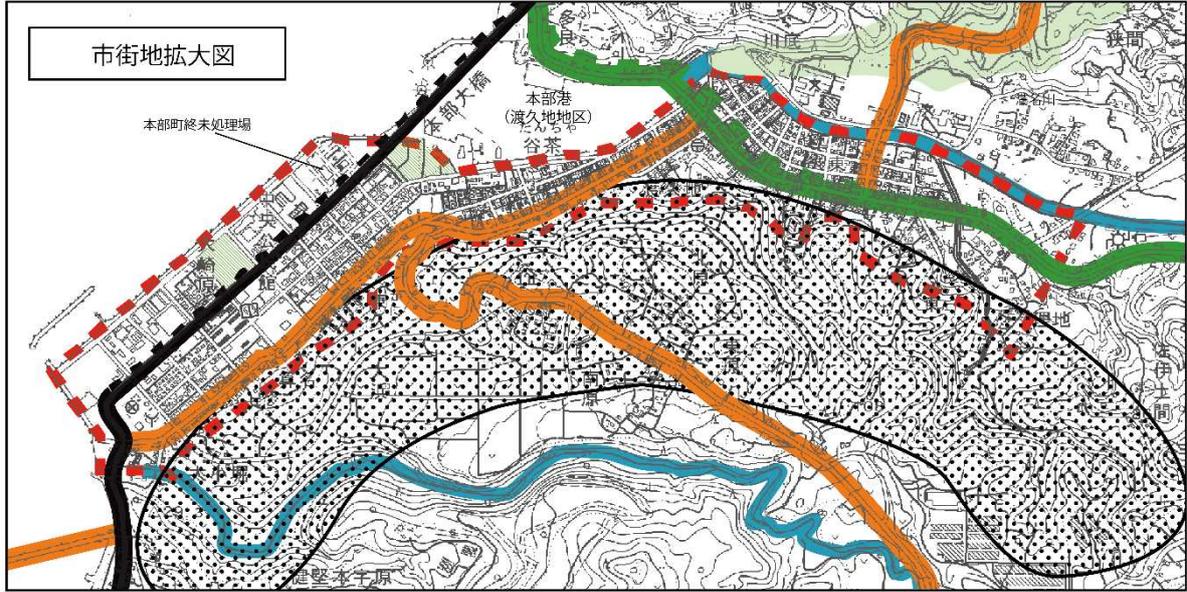
医療・福祉・子育て支援等の都市機能を都市の拠点や生活拠点に誘導すること等により、住民だれもが住み慣れた地域で健やかに暮らしていけるまちづくりを促進します。

主要な都市計画の決定の方針附図 -本部都市計画区域-

総括図

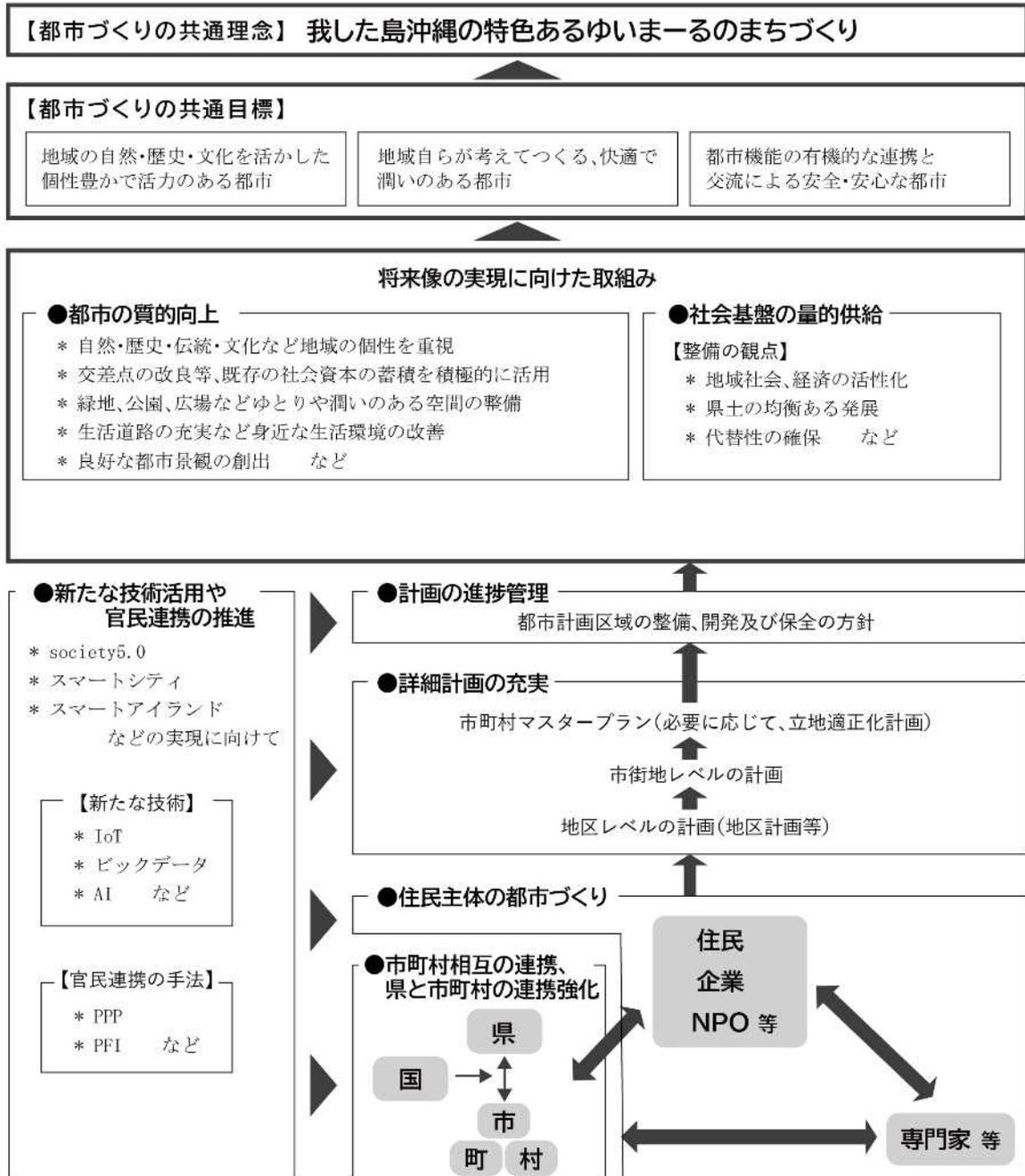


市街地拡大図



V 将来像の実現に向けて

将来像の実現に向けては、県、市町村、国などの行政や住民、企業、NPO、専門家など様々な主体が関係します。また、それぞれの強みや立場を活かしながら関わることで、将来像に近づいていくことが期待されます。この章では、前述した都市計画決定の方針等には位置づけされていない、各主体の役割や取組などの方向性を示しています。



◎都市の質的向上と広域連携の推進

●は各区域共通、◎は区域ごとの特徴や住民意見を反映

都市は、住民の日常的な生活や活動の場であり、行政による公共施設の整備や民間の建築行為等により長期間にわたりその機能を維持し、持続可能な方法で成長・発展することによって、歴史的・文化的な価値とともに品格や風格が備わっていくものと考えられます。

一方、これまでは、人口の増加に対応した新市街地の形成を中心に都市づくりを進めてきたことから、既成市街地においては、人口減少地区がみられるなど、地域共同体の維持が難しく、地域の伝統や文化の継承が困難な状況にあります。

さらに、厳しい地方財政状況と投資余力が低下するなかにあっては、既に形成された市街地をどうするか、つまり、新市街地の形成から既成市街地における身の回りの生活空間の質的向上に視点を移す必要があり、そのためには、道路や公園、公共公益施設など生活に密着した社会資本の蓄積を活用し、これらと連携した県民・観光客目線での公共交通ネットワークを構築し、また緑の充実による「潤い」やポケットパーク等の身近な交流空間の充実による「憩い」、行政サービスを提供する「暮らし」等の生活に密着した場の創出など、市町村のきめ細かい対応とともに、住民の果たす役割が重要になります。

特に、住民による身近な都市づくりが不可欠であり、地域共同体の活動の場を商店街などに設けて、常に意見を拾い、積み上げ、地区から市町村、そして広域へのつながりを明確にすることで、都市の質は確実に向上していくものです。

●詳細計画の充実

他方、この「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、一の市町村を越えた広域的な観点から都市計画のおおまかな方向性を示すものであることから、身の回りの生活空間の質的向上には詳細計画の充実が求められます。すなわち、「市町村の都市計画に関する基本的な方針(以下、市町村マスタープラン)」において、住民に対し、市町村ごとの都市計画の方針を明確に示すとともに、住民にとってより身近でわかりやすい都市づくりを進めるため、市町村マスタープランで定める市町村の全体構想や地域ごとの地域別構想を市街地整備や地区計画などの詳細計画の積み重ねによって実現していくことが重要です。その他、必要に応じて立地適正化計画の策定を行い、都市計画と公共交通の一体化や、民間施設の立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、都市の活力の維持や、身近な生活利便性の向上などを実現していくことも考えられます。

都市の質を図る上で重要な都市環境についても同様に、「沖縄県広域緑地計画」を基本とする広域的な緑地等の整備方針に基づき、市町村ごとに「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)」を定め、みどりの保全や活用に関する施策を、住民に身近なものとすることで、都市づくり全体への住民の関心を高めるとともに、参加を促すことにつながるものと考えられます。

さらに、県内の各地域には、それぞれ特有の自然、歴史、風土があります。市町村は、地域らしさを活かした「景観計画」の策定により、魅力ある街並みや自然景観等の地域特性に応じた景観形成を促進するとともに、風景づくりに貢献する人材の育成や風景づくりを支援する制度等の活用を推進することで、総合的な景観施策を展開することが重要です。

このような住民合意のもとに策定される詳細計画は、生活道路などの身近な生活環境の改善や良好な住環境の形成、統一感のある街並み景観の創出などを可能にするものであるとともに、その作成過程で市街地像を共有することが地域共同体の醸成にも役立つものと期待され、その地域

共同体の存在は都市の質を図る一つの指標になるものとも考えられます。

今後は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と市町村マスタープランの整合はもとより、地区計画などのより詳細な計画を整合させて、都市の質的向上を図るとともに、広域連携による一体的な都市づくりを進め、魅力的で良好な都市空間を実現させていくことが重要です。

●住民主体の都市づくり

個性的で魅力ある都市を実現するためには、都市づくりの情報を共有する場を積極的に設け、住民の都市づくりに対する意識を高めるとともに、地域主体の都市づくりを浸透させていく必要があります。すなわち、地域住民や都市計画の専門家、NPO法人、民間企業、大学、ボランティアなど、行政とあらゆる主体が手を取り合う都市づくりの展開とともに、都市計画の提案制度等を活用し、地域で合意形成し、提案する地域提案型の持続可能な都市づくりへ転換を図ることが求められます。

行政は、都市計画に対する理解と協力を促す普及・啓発・支援と併せ、都市づくりの構想・計画策定の各段階をはじめ、あらゆる場面で住民説明会や公聴会の開催などにより、住民に積極的に情報を開示・提供し、説明責任を果たして都市づくりの意識を醸成していくと同時に、住民ワークショップやアンケートの実施など住民が常に都市づくりを身近に感じる環境を整えていく必要があります。

●市町村相互の連携、県と市町村の連携の強化

住民に一番近い行政である市町村は、効率的な都市運営や多様な住民の要求に的確に対応していくために、次世代に残すべき貴重な自然環境の保全・再生・適正利用や公共施設等の設置・運営などで広域連携を視野に入れた取組を強化する必要があります。

また、県は、将来像に寄与するよりよい都市の実現のために、市町村の主体的な取組を尊重し、支援しつつ、広域的な課題に対応した都市づくりを「選択と集中」によって進める役割が求められます。

このように、地域住民は地域の創意工夫の下で都市づくりに積極的に関わるとともに、行政は都市づくりの情報を積極的に発信してこれまでの行政主導の都市づくりから転換を図り、多様な主体による自主的な取組を支援し、協働する体制を確立することが重要と考えられます。

●新たな技術活用や官民連携の推進

近年、IoT、ビッグデータ、AIなど新たな技術革新が進み、これらの技術を活用した Society5.0 の実現が期待されています。都市計画分野においては、行政が保有するインフラデータのオープン化や、これらのデータと ICT などを組み合わせ、都市の実態や課題などを効率的かつ正確に捉え、計画立案や進捗管理に活かすとともに、交通渋滞の解消など、住民や観光客の利便性向上などに寄与することが期待されます。

また、現在の社会経済状況下で限られた予算や資源を最大限活用することや、上記の ICT 活用をより積極的に推進する観点から、PPP/PFI など官民連携の導入も期待されています。

本県においては、Society5.0 の実現及びスマートシティやスマートアイランドの概念を踏まえ、AI、IoT、ビッグデータの活用や、PPP/PFI による民間活力の導入等により、深刻な交通渋滞の解決や、その他社会インフラの効率的な整備・管理・運営等を推進することが重要と考えられます。

●計画の進捗管理

都市計画区域マスタープランは、目標年次を基準年から20年後と設定し、主要な都市施設の整備等は概ね10年以内を目標としています。都市計画区域マスタープランの成果がどのようなものであったのか、その進捗を把握し、分かりやすく示すことは、都市計画法に基づく都市づくりを進めていくうえで重要な視点です。新たな振興計画の実施計画に設定される成果指標をもとに、PDCAサイクルを運用するとともに、5年毎に実施される都市計画基礎調査等を活用して都市計画区域マスタープランの達成状況を検証するなど、計画の適切な進捗管理が必要です。